

○愛知大学競争的資金間接経費取扱要項

(趣旨)

第1条 愛知大学及び愛知大学短期大学部（以下「本学」という。）における競争的資金に係る間接経費（以下「間接経費」という。）の取扱いについては、競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針（平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）及び競争的資金の間接経費の執行に係わる共通指針について（通知）（平成13年6月4日付、文部科学省研究振興局長13文科振第361号）に定めるもののほか、この要項によるものとする。なお、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）及び科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）における間接経費の取扱いについては、愛知大学科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱規程及び愛知大学科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程によるものとする。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「競争的資金」とは、内閣府の科学技術政策で定められた競争的資金制度をいう。
- (2) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の遂行に伴い本学が管理等のため間接的に必要な経費をいう。
- (3) 「研究代表者等」とは、本学教職員等で競争的資金の交付を受けた研究代表者及び研究分担者をいう。

(間接経費の譲渡)

第3条 間接経費を含む競争的資金の交付を受けた研究代表者等は、当該間接経費を本学に譲渡するものとする。

(間接経費の使途)

第4条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究代表者等の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費にあてるものとし、具体的使途は別表の主な使途の例示によるものとする。

2 間接経費は、直接経費として充当すべきものについては使用することができない。

(間接経費の配分)

第5条 間接経費は、競争的資金を獲得した研究代表者等の申請に基づき、次の各号に係わる経費として当該研究課題の間接経費の50%を限度に配分する。また、間接経費の趣旨に照らして、学長が特にその必要性を認めた場合は、50%の配分限度を超えて執行でき

るものとする。

- (1) 研究代表者等自身の研究開発環境改善
- (2) 研究代表者等の所属学部（学科）・研究科（専攻）の研究開発環境改善
- (3) 当該研究課題に関連する研究所等の研究開発環境改善

2 間接経費総額から前項の金額を差し引いた残額を競争的資金の事務執行に係わる必要経費及び大学全体の研究機能向上のための経費として配分する。

（間接経費の使用申請）

第6条 研究代表者等が前条第1項第1号から第3号の間接経費の配分を受ける場合は、使用計画書を作成し、研究委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

（間接経費の学外研究分担者への送金）

第7条 研究分担者が他の研究機関に所属している場合は、本学は原則として分担金の直接経費の30%に相当する額の間接経費を送金するものとする。

（間接経費の返還）

第8条 間接経費の譲渡を行った研究代表者等が、他の研究機関に所属することとなった場合には、当該研究代表者等に係る直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を研究代表者等に返還するものとする。ただし、当該研究代表者等が新たに所属することとなった研究機関が、間接経費を受け入れないこととしている場合は、文部科学省等に返還するものとする。

（間接経費の実績報告）

第9条 間接経費の使用状況については、当該年度終了後に「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」を研究支援課が作成して学長に報告し、文部科学省等に提出するものとする。

（事務の所管）

第10条 この要項による間接経費に関する事務は、研究支援課又は総務課が所管する。

（要項の改廃）

第11条 この要項の改廃は、研究委員会及び研究政策・企画会議の議を経て、常任理事会、学内理事会及び大学評議会の承認を得なければならない。

附 則（制定）

この要項は、2011年4月1日から施行する。

附 則（事務組織の再編に伴う改正）

この要項は、2012年2月9日から施行する。

附 則（要項の改廃手続の変更に伴う改正）

この要項は、2014年5月22日から施行する。

附 則（愛知大学科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱規程及び愛知大学科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱規程の改正に伴う改正）

この要項は、2017年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

間接経費の主な使途の例示

当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

1 管理部門に係る経費

(1) 管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

(2) 管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費及び印刷費

2 研究部門に係る経費

(1) 共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(2) 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

(3) 特許関連経費

(4) 研究棟の整備、維持及び運営経費

(5) 実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

(6) 研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

(7) 設備の整備、維持及び運営経費

(8) ネットワークの整備、維持及び運営経費

(9) 大型計算機（スーパーコンピュータを含む）の整備、維持及び運営経費

(10) 大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

(11) 図書館の整備、維持及び運営経費

3 その他の関連する事業部門に係る経費

(1) 研究成果展開事業に係る経費

(2) 広報事業に係る経費

※上記以外であっても、学長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。